

# 広島県立文書館における「広島県報」の所蔵と変遷について

日 高 愛

【要旨】 明治初期から明治 39 年「広島県報」創刊までを中心に、広島県における令達類の形式や内容及びその公布・伝達方法の変遷について触れ、「広島県報」成り立ちの経緯について述べる。また、当館における令達類及び県報の所蔵状況についてもまとめ、その全体像を明らかにする。

はじめに

- 1 当館における県報の所蔵状況
  - 2 県報の変遷
  - 3 県報の保管・公開業務の現状と課題
- おわりに

## はじめに

「広島県報」<sup>1)</sup>は、県の条例・規則・その他重要な事項を県民に知らせるために発行され、明治39年に広島県が創刊して以降、今日まで続く公報誌であるが、それ以前から法令の形式<sup>2)</sup>とそれを公布・周知させる仕組みがあった。

明治初年においては、当時の中央政府である太政官から発せられた命令（布告、布達、達などの令達類）が各府県へ令達されると、各府県では更に管内に触れ達するため、高札場などでの掲示や、文書などで町村から町村へ順送りに回して周知していく順達回覧の方法がとられた。更に明治7年頃からは、活版印刷技術の発達とともに印刷・頒布され、中央から地方の民衆にいたるまで周知が図られてきた。また、各府県としての令達類も同様の形式で公布され、中央官省の令達類と合わせて「令達集」として編綴されてきた。

---

1) 以下、本稿では、「広島県報」及び県報と適宜表記する。

2) 本稿では、明治19年公文式制定までの法令種別である布告・布達・達などと明治39年「広島県報」創刊までの法令・県令・訓令・告示などの名称をまとめて令達類とする。

広島県の令達類も順達回覧から各村配付へ、手書きから印刷へと推移した<sup>3)</sup>。

明治16年になると、中央官省の令達類を掲載する機関紙である官報が創刊され、官報による法令公布が確立したため、中央官省の令達類と広島県独自の令達類が区別されるようになる。また、明治19年に公文式が公布されると、それまでの太政官による布告、各官省による布達、官庁に対する訓令である太政官達・官省達などの中央官省の令達形式<sup>4)</sup>が廃止され、法律と命令（勅令、閣令、省令など）の新たな法形式となった。それを受けて、広島県でもそれまでの「布達類」は「県令」「訓令」「告示」という形式に変化する。そして明治39年、令達類の公布方法を定めた「公布式」が発令され、同年5月1日に「広島県報」が誕生した。

おおまかにこのような経過を辿った令達類は、広島県成立と同時に広島県庁及び各市区町村のほか、関係各機関において保存・収集されてきた。これらの令達類は、広島県の行政及び県史研究の上で基礎的かつ重要なツールと言えるため、当館にとっても大切な資料であり、網羅的な収集と保管及び公開を進めているところである。

本稿では、当館における令達類及び県報の所蔵状況の全体像と令達形式の変遷経緯についてまとめることにより、少しでも利用の参考となれるものになりたい。

## 1 当館における県報の所蔵状況

現在、当館では明治2年から平成25年12月までの広島県の令達類の複製本や県報綴などの簿冊を合計794冊所蔵している。

当館における県報の所蔵状況について、所蔵冊数・年代・表題の種類をまとめると表1の通りである。

当館では、古文書として登録されている村役場文書や家文書（明治初年に戸長を勤めていた家など）に含まれる県報を除き、昭和20年3月から平成25

---

3) 長沢 洋「明治初期の広島県の布達について」(『広島県立文書館紀要』第11号, 2011年)

4) 実際には各官省による布告も存在していたので、この当時、必ずしも法令の形式・名称は明確ではなかった。

年12月まで計305冊の原本<sup>5)</sup>を所蔵している。昭和56年までの県報は県史編さん室が収集し、当館が引継いだものが大部分で、それ以降は、当館が昭和63年に開館して以降に県庁総務課から受領したものである。県報の購読制度は平成19年3月で終了したが、当館では現在でも紙にプリントアウトした最新号を収集し、年度末に1月から12月までの1年分を製本している。

表1 県報所蔵状況  
平成26年12月末現在

表題	年代	冊数 〔( )内は複製本〕
郡区編成布達	明治2年～11年	(3)
布告帳	明治4年7月～5年11月	(3)
本県布達帳	明治10年～19年7月	(32)
本県達帳	明治10年～19年7月	(37)
本県告示帳	明治16年3月～19年12月	(23)
本県布達告示帳	明治15年	(4)
県令	明治19年7月～39年4月	(30)
訓令	明治19年7月～39年4月	(30)
告示	明治20年～39年4月	(40)
広島県報	明治6～9・12年,明治39年～昭和25年	(238)
	昭和20年～平成25年	305
広島県通牒公報	昭和25年7月～34年	30(3)
広島県通知公報	昭和36年～37年	7
広島県報告例	明治23年,大正3年,昭和7・10年	4(5)

また、当館では明治2年から昭和25年12月までの令達類及び県報複製本440冊を所蔵している<sup>6)</sup>。これは、広島県立図書館が所蔵する明治2年から昭和25年12月までの「原本」179冊を平成3年度から8年度にかけてすべて撮影し、当館へ寄贈されたデュープフィルムからA4版に紙焼き製本したものである<sup>7)</sup>。この「原本」は、昭和43年に広島県庁総務課から広島県立図書館へ移管されたもので、もともと広島県庁文書担当課で管理されていたと思

5) 本稿では、当館所蔵を原本、広島県立図書館所蔵を「原本」と表記する。

6) 県史編さん室などが民間所在の古文書などから収集した複製資料を除く。その一部として、県の令達類が定期的にまとめて発行された「広島県県令訓令告示指令全報」(要報社)などが当館に収蔵されている(当館寄託・佐々木家文書,198814,明治12～21年/当館所蔵複製資料・三原市立図書館蔵図書,P04/4-13,明治19～22年)。

7) 当館では、広島県立図書館の「原本」1冊分を数冊に分けて製本している。

われ、令達類が改正されるたびに、担当者が改正内容を筆などで直接抹消または記入、または原文の上へ貼付しているため、原文が確認しにくい部分も少なくない。

現在、この複製本の一部を閲覧室に開架している。しかし、当館所蔵分には、未だ欠号が少なくないので、その補完を図っている。これについては第3章で詳しく述べることにする。

なお、当館では、県報原文の目次部分を複写して製本し、「広島県令達帳目録」(明治10~39年, 12冊)及び「広島県報目録」(明治39~昭和24年, 8冊)として開架し、検索の便宜をはかっている<sup>8)</sup>。また、これとは別に、広島県立図書館が所蔵する「広島県布達々索引」13冊(明治4年7月~22年12月)の複製本4冊も収蔵している。

「広島県布達々索引」の第1冊は明治4年7月から明治9年12月まで、第2冊以降は1年間の索引となっている(明治16年は欠)。この索引は、庶務、職務、兵役、社寺、勸業など31~47項目の分類別に配列され、発令月日・号数・件名・頁数が記載されている(図1)。一方、「広島県令達帳目録」及び「広島県報目録」は発令された令達類(布達・達・県令・告示・訓令・県報)を、それぞれ1年間または半年間でまとめ、号数順に件名・頁数を記載している(図2)。

年月	件名	枚数
一八 西一	正 区戸長等職別事務章程中削除追加(縣報)中抜	一
二九 西二	町村用掛事務取扱各區適宜に編製(一)	二
一〇 西三	区戸長等事務章程中、追加	二
一一 西四	区戸長等職別事務章程(詳見前項)中削除追加	一
一二 西五	大区會議所中勸業掛設置	一
一三 西六	追加 各大區會議所、勸業掛設置并各區改正書中削除	八

図1 「広島県布達々索引」  
明治11年職制の部

縣令番号	件名	頁数
縣令一	縣令上京中少書記官代理	一
縣令二	文例文格并凡例中改正追加	二
縣令三	諸願同姓姓名省書并族職業書載(一)條件	三
縣令四	酒類税金上納鑑札受へシ	四
縣令五	中學校生徒募集	五
縣令六	文例文格中酒類賣賣額届書式改正追加	六
縣令七	常備兵補充兵入營、除病氣事故(一)入營延期ノ者取扱方	七

図2 「広島県令達帳目録」  
明治11年布達の部

8) 目録の電子化に着手しているが、未完である。

## 2 県報の変遷

令達類の形式に焦点を当ててその変遷を見ると、法形式の制度化・発展の歴史が明らかになる（表2）。広島県の令達形式の変遷をもとに、その転機となる時期を中心にそれぞれ内容を見ていくことにする。

表2 年代別令達集一覧

年代	表題	令達形式
M4	布告帳	月日
M5	布告帳	月日，布第1号～，達1号～，番外，揭示
M6	〔広島県報〕	布第389～413号
M7	〔広島県報〕	県庁第1号，県第3～210号
M8	〔広島県報〕	県第29～70号，本県第88・183号
M9	〔広島県報〕	本県第63号
M10	本県布達帳	本県第1～6号，県甲第1～192号，県乙第1～59号
	本県達帳	達第1～17号，丙第1～196号，無号，号外
M11	本県布達帳	県甲第1～189号，県乙第1～33号
	本県達帳	丙第1～305号，号外
M12	本県布達帳	県甲第1～279号，県乙第1～41号
	本県達帳	丙第1～331号，丁第1～73号，番外達
M13	本県布達帳	県甲第1～284号，県乙第1～67号
	本県達帳	丙第1～281号，丁第1～52号，番外
M14	本県布達帳	県甲第1～308号，県乙第1～32号
	本県達帳	丙第1～255号，丁第1～24号，番外，号外
M15	本県布達告示帳	甲第1～213号，告甲第1～115号，乙第1～129号，告乙第1～14号，無号（正誤）
	本県達帳	丙第1～268号，丁第1～31号，無号
M16	本県布達帳	甲第1～161号，乙第1～39号，号外，正誤
	本県達帳	丙第1号～，丁第1号～，号外，正誤
	本県告示帳	告甲第1～576号，告乙第1～21号，正誤
M17	本県布達帳	甲第1～185号，乙第1～55号，号外，正誤
	本県達帳	丙第1～321号，丁第1～31号，号外，正誤
	本県告示帳	告甲第303～697号，告乙第2～10号，正誤
M18	本県布達帳	甲第1～252号，乙第1～79号，号外，正誤
	本県達帳	丙第1～382号，丁第1～33号，正誤
	本県告示帳	告甲第1～678号，告乙第1～27号，正誤
M19	本県布達帳	甲第1～130号，乙第1～59号，号外，正誤
	本県達帳	丙第1～183号，警達第4～33号，監丙第1号，丁第1～11号，正誤

M19 ( 続き )	本県告示帳	告甲第 1 ~ 236号( 7/28 ), 告乙第 1 ~ 36号( 7/10 ), 正誤 告甲第 1( 7/31 )~ 106号, 告乙第 1( 8/14 )~ 14号, 正誤
	県令	県令甲第 1 ~ 84号, 県令乙第 1 ~ 40号, 号外, 正誤
	訓令	訓丙第 1 ~ 11号, 訓令甲第 1 ~ 96号, 訓令乙第 16 ~ 717号, 警訓第 15 ~ 376号, 正誤
M20	県令	県令甲第 1 ~ 121号, 県令乙第 1 ~ 37号, 諭達, 正誤
	訓令	訓令甲第 1 ~ 229号, 訓令乙第 174 ~ 1356号, 雑件( 警訓 ) 第 1 ~ 46号, 正誤
	告示	告甲第 1 ~ 254号, 告乙第 1 ~ 10号, 正誤
M21	県令	県令甲第 1 ~ 169号, 県令乙第 1 ~ 37号, 諭告, 正誤
	訓令	訓令甲第 1 ~ 147号, 訓令乙第 2 ~ 872号, 警訓令第 12 ~ 48号, 正誤
	告示	告甲第 1 ~ 215号, 告乙第 1 ~ 9号, 無号( 諭告 ), 正誤
M22	県令	県令甲第 1 ~ 143号, 県令乙第 1 ~ 12号, 諭告, 正誤
	訓令	訓令甲第 1 ~ 142号, 訓令乙第 2 ~ 299号, 正誤
	告示	告甲第 1 ~ 117号, 告乙第 1 ~ 29号, 諭告, 正誤
M23	県令	県令甲第 1 ~ 130号, 県令乙第 1 ~ 4号, 諭告, 正誤
	訓令	訓令甲第 1 ~ 97号, 訓令乙第 9 ~ 1269号, 正誤
	告示	告甲第 1 ~ 132号, 告乙第 1 ~ 15号, 無号( 諭告 ), 正誤
M24	県令	県令甲第 1 ~ 102号, 県令乙第 1 ~ 17号, 正誤
	訓令	訓令甲第 1 ~ 61号, 訓令乙第 19 ~ 992号, 正誤
	告示	告甲第 1 ~ 84号, 告乙第 1 ~ 15号, 無号( 諭告 ), 正誤
M25	県令	県令甲第 1 ~ 82号, 県令乙第 1 ~ 37号, 正誤
	訓令	訓令甲第 1 ~ 85号, 訓令乙第 1 ~ 1021号, 無号, 正誤
	告示	告甲第 1 ~ 126号, 告乙第 1 ~ 21号, 無号( 諭告 ), 正誤
M26	県令	県令甲第 1 ~ 48号, 県令乙第 1 ~ 43号, 正誤
	訓令	訓令甲第 1 ~ 96号, 訓令乙第 17 ~ 1079号, 正誤
	告示	告甲第 1 ~ 128号, 告乙第 1 ~ 29号, 正誤
M27	県令	県令甲第 1 ~ 56号, 県令乙第 1 ~ 66号, 正誤
	訓令	訓令甲第 1 ~ 79号, 訓令乙第 72 ~ 1428号, 正誤
	告示	告甲第 1 ~ 85号, 告乙第 1 ~ 46号, 無号( 諭告 )
M28	県令	県令甲第 1 ~ 62号, 県令乙第 1 ~ 51号, 正誤
	訓令	訓令甲第 1 ~ 81号, 訓令乙第 62 ~ 1168号, 正誤
	告示	告甲第 1 ~ 100号, 告乙第 1 ~ 30号, 無号( 諭告 ), 正誤
M29	県令	県令甲第 1 ~ 55号, 県令乙第 1 ~ 46号, 正誤
	訓令	訓令甲第 1 ~ 114号, 訓令乙第 13 ~ 1624号, 正誤
	告示	告甲第 1 ~ 98号, 告乙第 1 ~ 21号, 諭告, 正誤
M30	県令	県令甲第 1 ~ 54号, 県令乙第 1 ~ 48号, 正誤
	訓令	訓令甲第 1 ~ 88号, 訓令乙第 2 ~ 1411号, 動会第 1・16号, 正誤
	告示	告甲第 1 ~ 240号, 告乙第 1 ~ 21号, 無号( 諭告 ), 正誤

広島県立文書館における「広島県報」の所蔵と変遷について（日高）

M31	県令	県令甲第1～75号，県令乙第1～56号，正誤
	訓令	訓令甲第1～112号，訓令乙第72～1183号，正誤
	告示	告甲第1～227号，告乙第1～21号，諭告，正誤
M32	県令	県令甲第1～61号，県令乙第1～42号，正誤
	訓令	訓令甲第1～93号，訓令乙第146～1029号，正誤
	告示	告甲第1～222号，告乙第1～20号，諭告，正誤
M33	県令	県令甲第1～46号(9/20)，県令乙第1～17号(8/18) 県令第1(10/24)～16号，正誤
	訓令	訓令甲第1～63号，訓令乙第144～1897号，正誤
	告示	告甲第1～266号(10/13)，告乙第1～35号(10/13) 告示第1(10/16)～67号，諭告，正誤
M34	県令	県令第1～98号，正誤
	訓令	訓令甲第1～43号，訓令乙第62～768号，正誤
	告示	告示第1～325号，諭告，正誤
M35	県令	県令第1～95号，正誤
	訓令	訓令甲第1～52号，訓令乙第74～884号，正誤
	告示	告示第1～472号，諭告，正誤
M36	県令	県令第1～103号，正誤
	訓令	訓令甲第1～50号，訓令乙第164～950号，正誤
	告示	告示第1～552号，諭告，正誤
M37	県令	県令第1～142号，正誤
	訓令	訓令甲第1～45号，訓令乙第124～916号，内訓第33号，正誤
	告示	告示第1～548号，諭告，正誤
M38	県令	県令第1～87号，正誤
	訓令	訓令甲第1～44号，訓令乙第63～503号，正誤
	告示	告示第1～393号，諭告，正誤
M39	県令	県令第1～32号(4/30)，正誤
	訓令	訓令甲第1～10号(4/30)，訓令乙第16～246号(4/28)，正誤
	告示	告示第1～130号(4/27)，諭告
	広島県報 (定時1～18号， 臨時)	県令第33～66号 告示第131～463号 訓令各種 褒章，公告，叙任・辞令，彙報，正誤

注：明治4年から「広島県報」が創刊される明治39年までを対象とした。簿冊名は広島県立図書館所蔵「原本」の表題。明治6年から9年の表題は記載されていないため、仮に〔広島県報〕とした。なお、上記の号数中には多数欠号が含まれるため、不正確である。



## 2-1 明治4～9年

令達集のうち、最も古い明治4年の「布告帳」(図3)は、広島県成立直後の執務状況をうかがう上で大変興味深い。

この冊子には廃藩置県直後の明治4年7月から12月までの中央官省の布告・布達を受けて広島県が管内に令達したものと、広島県独自の令達類とが混在して綴られている(冒頭の目次は「官省ノ部」と「県ノ部」とで分類)。表紙にある庶務課は、明治5年2月の新県条例で設置されているので、それ以降に綴られたものであろう。

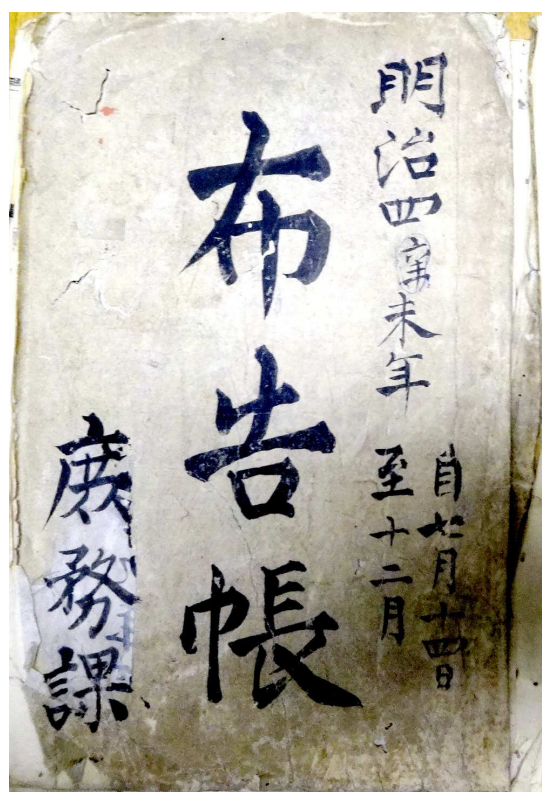


図3 「布告帳」明治4年

11月10日の広島県職制規則には、「御布告御達など幹務之ヲ一看シテ係ノ参事へ付シテ之ヲ調理セシム、司幹ニ命シテ編纂セシム」<sup>9)</sup>とあり、司幹がこれら令達類の編纂を命じられ、以降、令達集などとして編綴してきたことがうかがえる。

明治4年の廃藩置県後に太政官改革が行われ、それに伴って正院から出された事務章程により、中央官省からの令達類は、太政官から発令する制度・条例に関するものは「布告」、各官省から発令する制度・条例に関しないものは「布達」として区別することになった<sup>10)</sup>。広島県はこれを管内一般に触れ達し、「官省ノ部」としてまとめていた。また、「県ノ部」は、広島県独自の令達類で、中央官省の令達類の形式及び令達方法を倣って管内に周知を図っていた。

日付順に配列された「布告帳」の冒頭は、「溺死人片付方」に関して、5月

9) 国立公文書館・内閣文庫所蔵『広島県史料』十四，職制。

10) 内閣官報局『法令全書』第四卷，明治4年(1987年，原書房)。佐藤 隆「秋田県布達集について」(『秋田県公文書館研究紀要』第3号，1997年，秋田県公文書館)24頁。



に発令された太政官布告を7月14日に広島県から管内に令達したものである。その布告の冒頭は次の通りである。

【資料1】<sup>11)</sup>

七月十四日

一朝廷被仰出之趣左之通布告方相達候

庁掌

順達布令并郡中町新開巖島へも布令之事

家令

此通り藩方江及布告候間相達候

別紙之通り被仰出候間、此旨得斗相心得可申事

右之趣相布令候

七月十四日

(溺死人片付方の太政官布告本文は省略)

これによると、広島県の管内一般向けへの布達は庁掌が、旧藩関係者への布達は家務を総括する家令が担当したことがわかる。この庁掌と家令の2本立ての布達は、河野敏謙が広島県大参事に任命される8月下旬頃まで続く<sup>12)</sup>。8月28日の「賀茂郡寺家村二於テ棄児ノ事」からは、管内一般向けへの布達は引き続き庁掌が担当したが、士族向けへの布達は家令から庶務係へ代わった。

廃藩置県後に発生した武一騒動の影響で、広島県の行政は暫く混乱が続いた。その武一騒動が落ち着いた10月になってようやく広島県の職制科目が定められ、11月に職制規則が公布された。これにより県庁の機構は、幹務、民事（戸籍・租税・出納・土木・殖産などに分科）、刑律（監察・断獄などに分科）、軍務、学校となり、幹務（知事正権大参事）が中央官省の令達類を確認した上で、係の参事へ付して処理し、司幹に編纂を命じることとされた。同月、それまで庁掌が担当していた諸令達物の取扱いは、これより民事のうち戸籍係へと引き継がれることとなった。

明治5年の「布告帳」(文書科作成)も前年と同じく、中央官省の令達類と広島県独自の令達類とが混在している。目次では確認できないが、この「布告帳」には、「官省ノ部」及び「県ノ部」ともに、ある時期から令達類の記

11) 以下、本稿掲載の【資料】はすべて広島県立図書館所蔵「原本」から引用。

12) 8月中旬に、町新開・巖島へ市務掛大属が布達した事例もある。

号・番号が登場するようになる。まず、「官省ノ部」においては、5月19日の太政官布告第159号が最初に登場する番号で<sup>13)</sup>、以下各官省の令達類の番号も同時期から現れる。明治5年1月8日、すべての布告の肩に番号を付し、2月2日以後は、各省から各地方へ布告する書類は各庁5部ずつ配布することと定められたが<sup>14)</sup>、この「布告帳」を見る限り、広島県の場合は5月19日以降、太政官・各官省の令達類には番号が付けられている。

一方、「県ノ部」では、【資料2】の通り、8月22日に布第1号として「土族屋敷地払下ノ事」、8月19日に達第1号として「浴場男女混交不相成事」が公布されている。これが広島県の令達類における最初の番号であり、掲示号及び番外も登場する。なお、この時期の達号には欠号が多いため、布号・達号の判別を明確にできないものがあるが、広島県においても中央官省の令達類に倣って、おそらく制度・条例に関するものが布号、それ以外が達号であったと考えられる。

#### 【資料2】

正権参事 課長

第一大区へ

左之通土族之輩へ御布令相成候事

布第壹号

土族屋敷分割余地二当り地続之者より払下願出候へ八相当代価ヲ以

払下候付望之者八比隣示合之上来月朔日迄二可申出事

但是迄申出致候者二当り候テモ比隣示合不致分八示合之上更二可申出事

壬申八月二十二日

広島県

達第一号 八月十九日

各大区々長へ達ス

男女混浴之義八旧来之陋習ニ而盛在之今日御国風ノ紊乱トモ可相成

ニ付爾来男女浴定テ区別シ快シテ混浴セサル様湯屋渡世之者へ岐度

可申付置候事

壬申八月

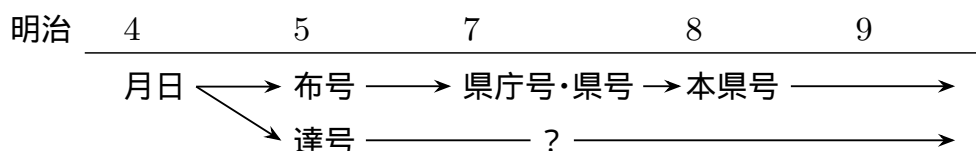
13) 「宮華族其他寺院ノ名目ヲ以金銀貸付候ヨリ起り候事件可及裁判ノ事」。広島県は、6月20日、諸大区へこの布告の掲示を命じている。

14) 大蔵省印刷局編『官報百年のあゆみ』(1983年、大蔵省印刷局)283頁・官報関係略年表。

これまで無号（月日のみ）であった令達類は，廃藩置県後，中央政府によって法令の形式・名称，つまり令達類の区分が定められたことにより，太政官発令，各官省発令の令達類それぞれに暦年毎に番号が付されるようになった。更に明治6年7月には，太政官布告において令達類の法令文を結ぶ文型である結文例が定められ，太政官から全国一般に公布するものを「太政官布告」，各官省から全国一般に公布するものを「布達」，官庁に対する訓令を「太政官達」及び「官省達」とし，令達類の区分がなされた<sup>15)</sup>。この結文例が定められたことには，膨大な数に上る令達類を，地方官において掲示すべきものか否かの選別を容易にできるようにするとともに，公示・公知の能率化をはかることが背景にあった<sup>16)</sup>。

これに従い，広島県でも，当初は月日のみで無号であった令達類に，明治5年8月から布号・達号という番号が付されるようになり，明治7年からは，中央官省の令達類を「甲の部」としたうえで，広島県独自の令達類を「乙の部」として，それまでの布号・達号を引継ぎ，本県独自の令達形式として県庁（県）第1号が始まっている。そして明治8年には，本県号へと名称を変えている。

表3 明治4～9年の主な令達形式の変遷



明治4年から9年までの広島県における令達形式の変遷をまとめると，表3の通りである。この時期は，明治政府は中央集権国家の建設を進め，江戸時代の町村に代わる大区小区制の編制，更に府県官制・県治条例の制定などにみられる統一的な地方統治体制，及び中央と地方の行政関係の体系化の整備が進められた。広島県政においても，旧藩職制の改定による新たな官員の配置や職制の変更・制定，町村編制などの行政改革が具体的に展開され，県

15) 内閣官報局『法令全書』第六巻ノ一，明治6年（1988年，原書房）。

16) 岩谷十郎「日本法令索引〔明治前期編〕解説明治太政官期法令の世界」（2007年，国立国会図書館）

（[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_999194\\_po\\_kaisetsu.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999194_po_kaisetsu.pdf?contentNo=1)。参照：2014-11-10）

治機構の整備が進んでいたことがそれぞれの令達類から浮かび上がってくる。その中の一つの側面として、令達類においても制度の構築、つまり、中央官省における法令の形式化の流れに従って、令達類を布告・布達・達などに分類し、それらを効率的に管理するために記号及び番号を付与し、それをもとに広島県独自の形式などを定め、またそれらの編綴が始まったと言える。

## 2-2 明治10～18年

明治10年以降は更に令達類の整備が進んでいく。広島県の令達類の記号・番号に関する令達として、確認できる最も古いものが、明治10年2月2日に出された【資料3】の県丙第1号である。

### 【資料3】

県丙第一号

各大区

区長

自今本県布達并達書へ記号書載方区別左之通相定候条、為心得此旨相達候事

一県甲第幾号	管内一般へ之布達
一県乙第幾号	管内一般へ関涉セサル布達
一県丙第幾号	各大区々長へ達

明治十年二月二日

県令藤井勉三

県管内全域への布達が県甲号、管内の一部への布達が県乙号、各大区区長への達しが県丙号となり、それまで区分が不明確で流動的であった広島県の令達形式が、甲・乙・丙号という3形式に定まったことは大きな意味を持つ。

明治10年の「本県布達帳」には、本県号(第1～6号、1月13日～29日)とそれを引継いだ県甲号(第1～192号、2月3日～12月28日)及び県乙号(第1～59号、2月14日～12月24日)が、「本県達帳」には、達号(第1～17号、1月6日～31日)とそれを引継いだ県丙号(第1～196号、2月2日～12月28日)がそれぞれ併せて収録されている。このように広島県の令達形式が制定されたことにより、その区分と意味及び適用対象が明確になった。明治10年から12年までの令達集は、県甲・乙号を収録する「本県布達帳」と、県丙号を収録する「本県達帳」の2種に区分され、広島県の令達集として独立するので

ある。

明治11年になると、中央政府の郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則（地方三新法）公布を機に、広島県でも11月1日に郡区町村編制法が施行された。この郡区町村編制法は、明治5年以来の大区小区制を廃止し、郡区町村の新しい行政区画を定め、大区小区制以前の郡町村制の復活となるものであった<sup>17)</sup>。広島県では、広島区と22郡に、単独または2～3郡で1郡役所を設置し、郡役所の事務分課も定めた。この郡区町村編制法により、明治12年1月29日の県丙第27号で、前述した明治10年2月2日の県丙第1号は廃され、令達形式が次のように改定された。

【資料4】

県丙第貳拾七号	郡区
本県布達并達書及ヒ揭示ノ番号自今左之通相定候条、此旨相達候事	
明治十二年一月廿九日	広島県令藤井勉三
県甲第幾号	郡区一般へ関スル布達
県乙第幾号	郡区一般へ関セサル布達
県丙第幾号	郡区一般へ関スル達
県丁第幾号	郡区一般へ関セサル達
県戊第幾号	郡区一般へ関スル揭示
県己第幾号	郡区一般へ関セサル揭示
	郡区へ諭達モノ八無号

これにより、令達類の適用対象が管内から郡区へと明確にされ、【資料3】で布達号が県甲・乙号に区分されたように、郡区長への達しである達号でも郡区一般とそうでないものが県丙・丁号に区分された。同様に揭示号についても県戊・己号に区分され、諭達は無号となった。こうして令達形式は7つに区分されたのである。

また、明治11年11月27日の県丙第247号で、令達類の揭示場設置について布達され<sup>18)</sup>、明治13年2月には、文書の収受・処理・送達・検査などに関して86条にも及ぶ広島県公文取扱条例が定められた。この中で、中央官省及

17) 『広島県史』近代1（1980年、広島県）173～177頁。

18) これは、内務省達乙第62号「布告布達類揭示場設置之儀左之通相心得、不用之分八払下可取計、此旨相達候事」（明治11年10月4日府県宛）を受けて、広島県が管内に令達したものである。

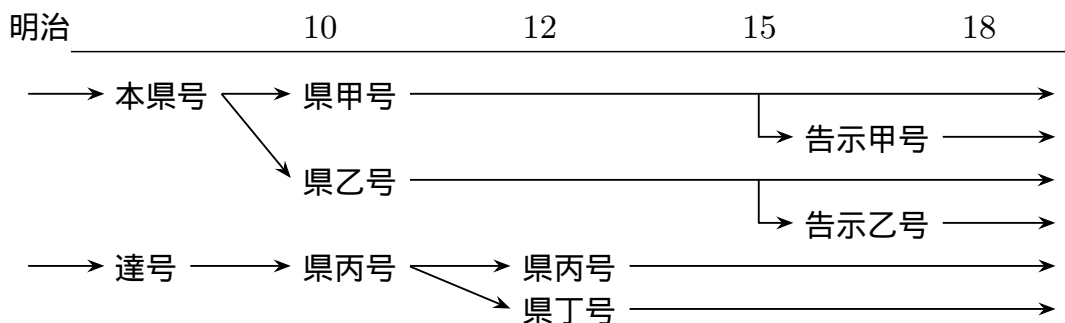
び県内の令達類についても収受簿で管理し，編綴することなどが明記された19)。

明治14年になると，12月3日の太政官達101号で，太政官発令の法律・規則を「布告」，これまで各官省発令の条規類を太政官発令の「布達」，太政官・各官省より一時公布するにとどまるものを「告示」とし，各官省から府県長官への「達」と合わせて4形式となった<sup>20)</sup>。これに伴い，広島県でも明治15年6月，県甲・乙号のうち，一時的な公布にとどまるものは，それぞれ告示甲・乙号の形式によることとされた。そのため，明治15年は，布達と告示をあわせた「本県布達告示帳」と「本県達帳」の2種類となっている。明治16年から18年までは，この告示が独立して「本県告示帳」となり，「本県布達帳」と「本県達帳」合わせて3種類にそれぞれ編綴されている。

更に，明治18年1月28日の県丙第29号では，太政官及び広島県の令達類の頒布数が定められ，各郡役所へは太政官布告・布達が5通，本県布達が7通，本県告示が2通，本県達が6通送付されることになった。また，太政官布告・布達，本県布達・告示を戸数400戸以下の各戸長役場へは2通以上，更に200戸を加える毎に1通が追加されることになった。本県達は共通して1通であった。

県甲・乙・丙・丁・戊・己号及び無号という7形式は，明治19年に中央政府により公文式が公布されるまで継続する(表4)。このように中央政府による法令の形式化が進んだことにより，広島県においても，令達類の区分がより明確になったが，公文式制定前のこの時期は，いまだ法令制度の基準自

表4 明治10~18年の主な令達形式の変遷



19) 前注9と同じ。

20) 内閣官報局『法令全書』第一四巻，明治14年(1976年，原書房)。



体が制度化される途上であり，変更や改正も頻繁に行われ，近代的な法整備の前夜であったとも言える。

### 2-3 明治19～38年

令達類の画期となるのが明治19年の公布式（公文式）の制定である。公布式とは、「法令や条例・規則を公布する方式を定めた約束事」である<sup>21)</sup>。

明治16年7月，中央政府の太政官文書局によって官報が創刊され，太政官及び各官省の令達類は官報に掲載して公布されるようになった。その後，明治18年12月に太政官制が廃止され内閣制が創設されると，内閣布達第23号で「布告布達ノ儀自今官報ニ登載スルヲ以テ公式トシ，別ニ配布」されないことになった<sup>22)</sup>。更に，明治19年2月26日の勅令第1号で「公文式」が公布され，法令とその公布及び施行の期限などが定められた。この公文式で改めて官報による法令公布が制度化され，公布機関紙としての役割を担うことになった。

また，この公文式により，従来の布告・布達・達などにかわって法律と命令（勅令，閣令，省令など）という法形式が定められた。布告が法律に，布達や達は省令などに改定され，法令の区分が明確となった。これは，今日の法令認識の根幹となるもので，広島県をはじめ各地方にも大きな影響を与えることになった。

同年7月には地方官官制が制定され，すべての府県に知事が置かれることになった。知事は，内務大臣の指揮監督のもと，「部内ノ行政及警察事務ニ付其職権若クハ特別ノ委任ニ依リ法律命令ノ範囲内ニ於テ管内一般又ハ其一部ニ府県令ヲ発スルコトヲ得」とされ<sup>23)</sup>，府県令を発する権限が与えられたのである。

中央政府の動きを受けて，広島県においてもまず令達形式が改正された。7つの令達形式が廃止され，7月末には県知事から管内一般への命令が県甲・乙号から県令甲・乙号，庁内における命令・規則などが県丙・丁号から

---

21) 東京都公文書館「東京都公報の歴史～町触から公報まで～」(<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/01soumu/archives/0716kouhou.htm>。参照：2014-10-20)

22) 内閣官報局『法令全書』第一八巻ノ一，明治18年（1988年，原書房）。

23) 内閣官報局『法令全書』第一九巻ノ一，明治19年（1985年，原書房）。

訓令甲・乙号へ改称され<sup>24)</sup>，一時公布にとどまる告示甲・乙号はそのまま継続され，広島県の令達は県令，訓令，告示の3形式となった。また，これと同時に，令達類は各々第1号から始まり，県令から初代県知事となった千田貞暁の名前で発令された(【資料5】)。

【資料5】

広島県甲第壹号

明治十五年十二月甲第貳百拾五号本県布達警察区割中西城分署ヲ奴可郡東城町へ，東城交番所ヲ同郡西城町へ来ル八月二日移転シ，更ニ左ノ通り名称区割ヲ定ム

明治十九年七月三十一日

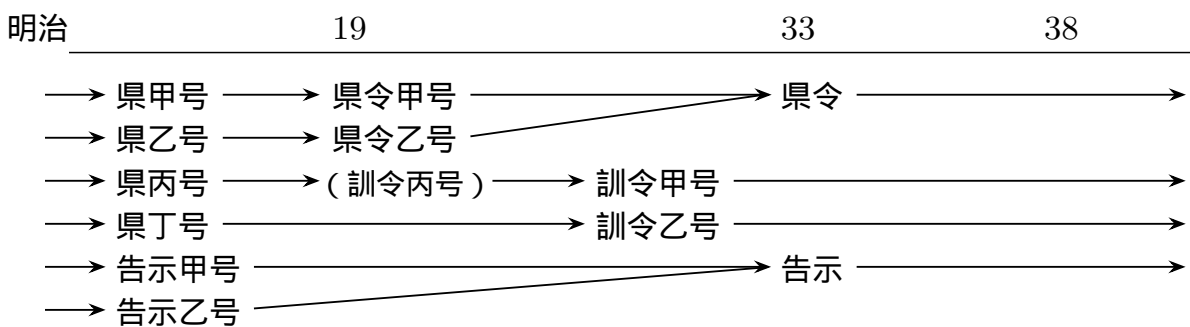
広島県知事千田貞暁

(後略)

そして，令達集の表題も一新され，明治19年7月からは「県令」，「訓令」，「告示」に編綴されることになる<sup>25)</sup>。

明治33年10月に庶務細則が改正されて県令と告示の甲・乙号の区別が廃止され，県令は10月24日から，告示は10月16日から再度第1号より開始されている。管内一般向けの甲号とそうでない乙号の区別がなくなり，地域指定がある場合は本文中に盛り込まれるようになった。ただし，訓令は従来通り甲・乙号の区別が続いている(表5)。この形式は明治39年に「広島県報」が誕生するまで続く。

表5 明治19~38年の主な令達形式の変遷



24) 訓令についてのみ，県丙・庁号から訓令甲・乙号に変遷する間(明治19年8月の一時期)に訓令丙号が存在している。

25) 明治19年の広島県令達集は，「本県布達帳」(1月~7月24日)，「県令」(7月31日~12月)，「本県達帳」(1月~7月24日)，「訓令」(8月14日~12月)，「本県告示帳」(1月~12月)の5冊が残されている。

明治19年にはもう一つ画期的な改正点があった。それは新聞による公布式の開始である。地方官官制の施行に先立ち、内務省は明治19年6月、訓第380号で、管内の諸達公布式は各府県で適宜方法を設けて施行するよう訓令を發した。これを受けて、広島県においても次の通り公布式を定めた<sup>26)</sup>。

【資料6】

広島県令甲第貳拾四号

本県令告示ノ儀来ル十月一日ヨリ芸備日報ニ登載スルヲ以テ公布式ト定ム、若シ該日報ノ発行ヲ止ムルコトアルトキ八郡区役所及戸長役場ニ掲示スルモノトス

但到達日数及施行期限八本年八月甲第四号県令ニ依ル

明治十九年九月十四日

広島県知事千田貞暁

広島県では、これまで令達類は発令する度に印刷され、各郡区役所・戸長役場などへ頒布・掲示されて周知されていたが、より広く周知することが期待できる新聞(「芸備日報」)による広報手段を正式に採用した<sup>27)</sup>。

芸備日報社は、公布式制定に先立つ9月8日に、県庁庶務課へ呼出され、公布式新聞制定について説明を受けた(図4)。「芸備日報」は、新聞掲載を令達の公布式とすることにより、これまで掲示や諸役所へ送付する多額の費

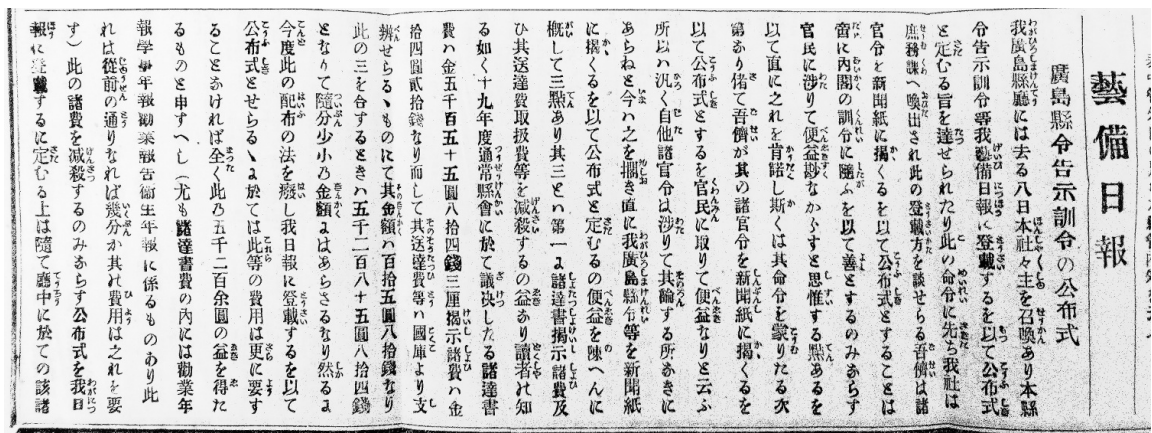


図4 明治19年9月17日「芸備日報」(当館寄託・有田家文書, 198903)

26) 同日、訓令についても訓令甲第18号で同様に定められている。

27) 実際には、これ以前から「芸備日報」の公報欄に中央官省の省令、本県録事欄に県内の令達類が掲載され、広報機能を果たしていた。「芸備日報」は明治15年9月1日に発刊し、経営難で明治17年12月に休刊、明治19年2月に再び発刊し、明治21年6月に廃刊するまで続いた〔中国新聞社史編纂委員会編『中国新聞八十年史』(1972年、中国新聞社)〕。

用を減殺することができる利点があると主張している<sup>28)</sup>。

公布式制定の同日，次の通り，この「芸備日報」を購読するよう県から通達も出されている。

【資料7】

訓令甲第貳拾号

郡区役所  
警察署分署交番所  
県立学校病院  
戸長役場

本県令・告示・訓令ノ儀来ル十月一日ヨリ芸備日報ニ登載スルヲ以テ公式（公布式カ）ト定メ候ニ付テハ，芸備日報ヲ購読スヘシ  
右訓令ス

明治十九年九月十四日

広島県知事千田貞暁

これにより公官吏も新聞を購読するようになったため，部数は増えた<sup>29)</sup>。公布式新聞として府県公報を請け負ったことは新聞社にとって経営的に大きな利点となったと思われる。

しかし，その後も経営の目途が立たず，「芸備日報」は明治21年7月1日より「芸備日日新聞」に引き継がれることになった。明治22年4月に施行された市制・町村制により，広島県における新聞による公布式は一旦終了し，【資料8】により，再び市町村への掲示をもって公布式とすることになった。

【資料8】

広島県令甲第四十三号

本県令告示之儀来ル四月一日ヨリ其市町村ニ掲示スルヲ以テ公布式ト定ム

但到達日数及施行期限ハ明治十九年八月広島県令甲第四号ニ依ル

明治二十二年三月廿九日

広島県知事千田貞暁

明治22年4月22日の訓令甲第68号では新市町村への令達類が通達され，

28) 明治19年9月11日「芸備日報」第173号（当館寄託・有田家文書，198903）。なお，この記事では新聞を公布式とする利点が3つあるというが，残りの2つは「芸備日報」が欠号のため不明である。

29) 中国新聞社史編纂委員会編『中国新聞八十年史』（1972年，中国新聞社）40頁。

郡役所と市役所へは，県令・告示が2通，訓令が1通<sup>30)</sup>，町村役場へは，県令・告示は戸数400戸以下に2通以上，200戸を加える毎に更に1通を増し，訓令は1通とした。

明治25年4月1日には新聞による公布式が再開され，「安芸津新報」と「芸備日日新聞」の2紙が指定された。その後も，表6のように，県内で発行される新聞各紙の廃刊・創刊により繰り返し変遷があったものの，明治39年に「広島県報」に移行するまで新聞による公布式は続いた。

なお，埼玉県では明治19年に全国に先駆けて県報を創刊しているが<sup>31)</sup>，中央政府により新聞を通じて県の令達公布を認められたことから，多くの府県では，明治19年頃に新聞による公布式が始まり，明治39年の福島県や40年の北海道，45年の徳島県など，明治40年前後に各府県発行の県報及び公報へと移行していった。新聞による公布・伝達には紙面のスペースという制約があり，伝達すべき情報の種類・量とも増加するにつれ，府県発行による制約のない公報誌という媒体の必要性が高まっていたようである。

表6 新聞による公布式の変遷

M19.10. 1	芸備日報を公布式新聞とする。
M21. 6.30	芸備日報廃刊。
M21. 7. 1	芸備日日新聞を公布式新聞とする。
M22. 3.29	芸備日日新聞の公布式新聞を廃止する。
M22. 4. 1	市町村掲示により公布式とする。
M25. 4. 1	芸備日日新聞・安芸津新報を公布式新聞とする。
M25. 5.28	芸備日日新聞・安芸津新報・中国新聞を公布式新聞とする。
M26. 4. 1	安芸津新報廃刊。
M27.11. 6	芸備日日新聞の公布式新聞を廃止する。
M28. 4. 1	中国新聞・広島新聞を公布式新聞とする。
M28. 6.15	中国新聞・広島新聞に加え，芸備日日新聞を公布式新聞とする。
M31. 4.17	広島新聞の公布式新聞を廃止する。
M33. 3.31	中国新聞・芸備日日新聞に加え，真宗日報を公布式新聞とする。
M33.12.18	真宗日報は広島日報と改称する。
M38. 6. 8	広島日報の公布式新聞を廃止する。
M39. 3.31	新聞（中国新聞・芸備日日新聞）による公布式を廃止する。

30) このわずか5日後の訓令甲第70号（明治22年4月27日）において，郡役所・市役所への訓令配布部数を1通から2通に改正している。

31) 太田富康「府県公報の機能と管理—伝達と記録のメディア—」（『文書館紀要』第23号，2010年，埼玉県立文書館）4—5頁。



この時期の広島県の動きとして、更に2つ取り上げたい。

第一に、明治23年11月、訓令甲第87号において、広島県報告例が定められたことである。これは、郡役所・市役所・町村役場で法律や命令を執行、または事務を処理、統計を行う場合、県に提出する各種報告書の雛形を制定したものである。報告例には、報告すべき事項（市町村規則の発行、選挙人名簿、気象、地方税収納表など327項目）とその順序及び様式などが記載されている。報告事項は、頻度により、予報、日報、週報、月報、季報、半年報、年報の7種類に分類された。以前より、各種報告式や各種統計様式は訓令によりその都度指示されてきたが、ここでまとめて制度化されたと言える。その後、この報告例は改廃を繰り返しながら、大正3年1月、昭和7年4月、昭和10年4月にそれぞれ様式をまとめた別冊として出されている。

第二に、明治27年12月の訓令乙第1399号において、町村役場における書類編集規程が制定されたことである。これによると、一つの行政事務が完了するまでは主任がその文書の保存義務を負い、完了後に関係文書を一括して編集すること、処理を必要としない文書については、町村長の認印を押印した上で編集することとした。更に、各庁の往復文書については、伺上申報告、上司往復、他庁往復に分類してそれぞれ編綴し、県民から提出を受けた文書については、事柄により類別して編集することとした。いわゆる公文書の保存とそのための文書の処理方法、編集・編綴方法を明示しており、広島県が事務処理の効率化及び制度化と文書整理・保存について町村を強く指導しようとする意識をうかがうことができる。

中央政府による近代化推進の動きの中で、広島県においては、令達類の形式とその公布方法の構築は、近代化を進めるため広く県民へ有益な情報を伝達するという役割を果たし<sup>32)</sup>、県報の創刊へと向かう足掛かりともなった。

#### 2-4 明治39年～現在

明治19年以来続いてきた新聞による公布式は、明治39年3月31日をもって廃止となり、4月30日の県令第32号【資料9】の公布式により、5月1日に広島県知事官房より「広島県報」が創刊された。

#### 【資料9】

---

32) 前注31と同じ。



広島県令第三十二号

広島県令・告示・諭告・訓令・褒賞ハ広島県報ヲ発行シ、之ニ登載シテ都市役所町村役場ニ配布スルヲ以テ公布式トス

本令八本年五月一日ヨリ施行ス

明治三十九年四月三十日

広島県知事山田春三

国の官報創刊から23年、広島県にも現在につながる「広島県報」という法令公布・伝達制度が確立し、関係各庁及び県民に周知が図られていくこととなる。その発行規程は【資料10】の通りである。

【資料10】

広島訓令甲第十号（宛先は省略）

県報発行規程左ノ通り相定ム

右訓令ス

明治三十九年四月三十日

広島県知事山田春三

県報発行規程

第一条 本県々報ハ広島県令・告示・訓令・諭告ヲ管内一般ニ周知セシムル為メ、之ヲ発行ス

第二条 県報ノ発行ヲ分テ定時臨時ノ二トス定時ハ毎週火曜日金曜日ノ二回ニ之ヲ発行シ急施ヲ要スルトキハ臨時号ヲ発行ス但定時発行期日ニシテ一般ノ祝祭日ニ相当スルトキハ順次繰下ケ発行ス

第三条 県報ハ毎年十二月二十九日ヨリ翌年一月七日迄定時ノ発行ヲ休止ス

第四条 県報ニ登載スル事項左ノ如シ

- 一 県令，告示，諭告，訓令
- 二 褒賞
- 三 叙任辞令
- 四 彙報
- 五 気象
- 六 公告
- 七 広告

第五条 県報ニ搭載スル事項中図面又ハ書式等ニシテ大部ニ属スルモノハ附録トス但關係ナキ個所ニ対シテハ其附録ノ配布ヲ省略スルコトアルヘシ

第六条 県報八販売所ヲ置キ随意購読セシム

但販売所及購買ニ関スル手續ハ公告ヲ以テ別ニ之ヲ定ム

これまでの令達公布から大きく変化した点は、これまで発令の都度公布してきた令達類を「広島県報」という媒体に集合させ、それに発行の号数を付け、定時(週2回)と臨時に分けて発行することである。図5の「広島県報」第1号の通り、県令に始まり、告示、諭告、訓令など、令達の種類毎に番号順に登載し、この一式を県報の1号分とした。これは官報の体裁に類似しており、まさに国の官報に対する広島県の県報であった。

また、県報に登載する事項も明確になった。これまでの県令、訓令、告示に加え、褒章、叙任辞令、彙報、気象、公告、広告も含まれることとなった。

広島県立図書館が所蔵する「原本」は、簿冊名が明治39年5月分から「広島県報」となり、以降1年もしくは半年単位で編綴されている。また、この年から、県報附録として令達類の件名目録(目次)も発行されるようになり、現在では1ヶ月毎に発行一覧としてまとめられ、翌月発行されている。

正式な公報誌として創刊された「広島県報」は、明治45年7月30日に発行された636号まで続いたが、大正改元と同時に、改めて1号から発行されることになった。これは昭和改元でも同様であった。昭和25年1月1日には、県報の発行規程が改正され、以降は現在まで1年毎に号数は1号から付けられることになった。そして、「広島県報」は、創刊当時の様式を踏襲しながら時代に応じた改正などを重ね、現在に至るまでその発行を続けている。

なお、昭和5年1月10日、これまでの「公布式」が「広島県公告式条例」となり、「条例又ハ規則ハ広島県報ニ登載スルヲ以テ公告式」とすることに

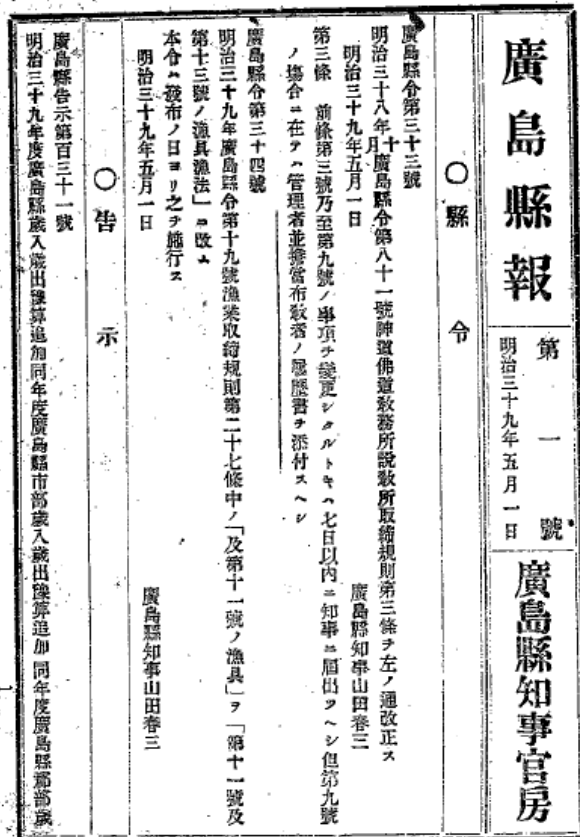


図5 「広島県報」第1号  
明治39年5月1日

なった。これは、昭和4年の府県制の改正により、それまで市町村にしか認められていなかった条例及び規則の制定権が府県にも認められるようになったための措置で<sup>33)</sup>、広島県の条例第1号がこの「広島県公告式条例」となった。規則についても、広島県では昭和18年頃から「広島県報」に登載されるようになる。そして、昭和22年5月の地方自治法施行に伴い、県令は廃止、あるいは条例・規則に移行していった。

その後、県報の発行規程が大きく改正されたのが昭和25年である。1月1日の号外第1号で、県報発行規程について、県報の書き方から様式及び登載要領や発行要領などが細かく規定され、登載内容もそれまでより範囲が広がった。また、公用文の横書き実施と広島県の公文の種類・書式・形式などを定めた公文例式も併せて公布された。

また、広島県では昭和23年から56年にかけて、通牒公報（昭和34年から通知公報）が発行された。通牒は通達や通知とも称され、本庁から下級行政機関、学校、市町村などに発送する全ての文書のことである。明治44年4月以降、これら通牒文書の発送に代えて県報に通牒欄が設けられ、必要に応じて登載されるようになったが、昭和23年9月23日に発令された「広島県通牒公報発行規程」により、「通牒等に関する事務の処理に要した諸経費を節減し、併せて当該事務の簡易化及び能率化を図ることを目的」に、県報とは別に発行され、関係機関に配布されることになった。通牒公報は県報と同様に定期と臨時が発行された。この規程は、昭和34年11月に改正され「広島県通知公報発行規則」となり、登載事項は、照会、通知、依頼、通達、依命通達、選挙管理委員会・教育委員会・人事委員会・公安委員会などの通知となった。この制度は昭和56年3月をもって廃止された。通知・通牒公報は関係機関にのみ配布されていたため、残っているものが少なく、当館では昭和25年から37年までの一部を収蔵している。

県報の発行規程は昭和36年に全文改正され、登載事項、様式、配布対象、購読料などの改正と、目録の発行が定められた。

そして、平成19年3月15日の広島県条例第9号による公告式条例の改正において、県報の印刷配布を終了し、「不特定多数の者が広島県報に登載すべき事項の情報の提供を受けることができる状態に置く措置」として、同

---

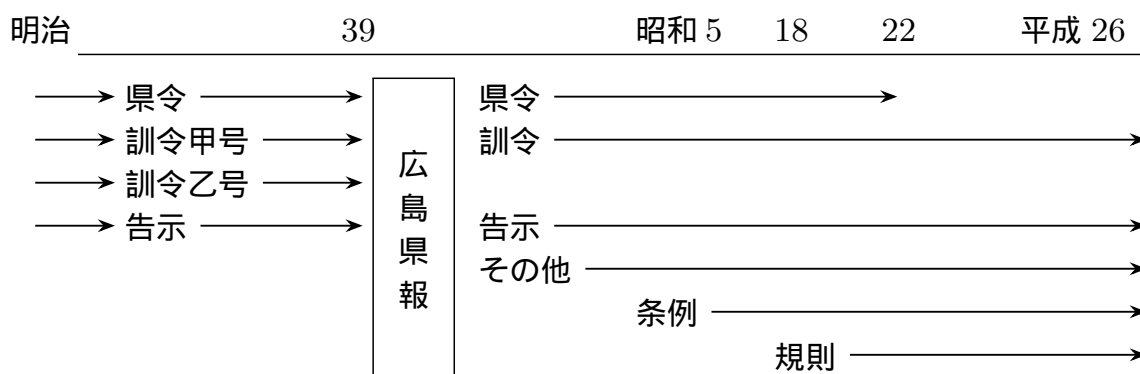
33) 佐々木裕道「北海道における法令公布制度の沿革概要—北海道庁期を中心に—」(『北海道立文書館研究紀要』第3号、1988年、北海道立文書館)29頁。

年4月1日より電磁的方法による発行とした。これ以降，県報は広島県庁のホームページ上で掲載し現在に至っている（表7,8）。

表7 「広島県報」発行規程の主な内容

	明治39年4月30日(創刊当時)	平成26年1月1日(現在)
発行の種類	定時(火・金), 臨時	定期(月・木), 号外
登載事項	県令, 告示, 諭告, 訓令, 褒賞, 叙任辞令, 彙報, 気象, 公告, 広告	条例, 規則, 訓令, 告示, 公告, 公営企業管理規程, 病院事業管理規程, その他の事項で公表を要するもの, 議会・教育委員会・公安委員会・選挙管理委員会・監査委員・人事委員会・労働委員会・海区漁業調整委員会・内水面漁場管理委員会・収用委員会の定める規則・規程その他の事項で公表を要するもの, 課長以上の人事異動, その他知事が県報に登載することが適当であると認める事項
発行方法	印刷配布	インターネット掲載

表8 明治39年～現在の主な令達形式の変遷



### 3 県報の保管・公開業務の現状と課題

#### 3-1 保管状況

当館における県報の所蔵・保管状況について、資料形態ごとに年代、登録形態、保管場所、保存状態をまとめると表9の通りである。

県報の年代によって、原本及び複製本の資料形態と配架場所が異なるため、即時に請求された県報を検索して（配架場所に行き）利用に供することが困難である。これは、当館の書庫が原本と複製本に分かれていることや、書庫のスペース上の問題からの措置であるが、県報というシリーズ性とその出納などの利便性を鑑みると、いずれはまとまった場所において年代順に配架・保管することが理想である。また、原本は行政資料として、複製本は複製資料として登録しているため、簿冊を管理するデータベースが異なり、県

表9 県報保管状況

平成26年12月末現在

資料形態	年代	登録形態	保管(配架)場所	保存状態
原本	昭和20年3月 ～38年	行政資料	行政文書庫	フラットファイル綴 酸性劣化による茶変色・亀裂等有り
	昭和39年～ 62年			編綴された簿冊 酸性劣化による茶変色有り
	昭和63年～ 平成24年12月			上製本 (ハードカバー)
	平成25年 1～12月		閲覧室	上製本 (ハードカバー)
複製本 (県立図書館 「原本」の複製)	明治2年～ 45年	複製資料	複製資料書庫	上製本 (ハードカバー)
	大正元年～ 昭和25年12月		閲覧室	
複製本 (当館原本の複製)	昭和26年1月 ～28年10月 (一部欠有り)		複製資料書庫	

報シリーズとしての一貫性がない。保存状態については、年月の経過が大きい昭和20年から40年代の原本は、紙の酸性劣化による茶変色や亀裂、劣化症状の一つであるフォクシング<sup>34)</sup>などが見られるものが多い。更にフラットファイル綴のものもあり、利用に供する際、更に劣化が進行する恐れがある。経年による劣化は避けられないため、現在少しずつその複製化に取り組み、資料保存に努めているところである。

### 3-2 補完・複製化

前述した原本の複製化と同時に進めているのが欠号分の補完作業である。当館所蔵の県報、主に昭和20年から50年代の原本には、未だ欠号分が少なくない。特に昭和20年代の欠号分の割合は3割程度にも及ぶ。この欠号分を補うために、他機関の所蔵資料や、当館が収蔵する古文書にこれらの欠号分がないか調査し、複写などによりその補完を計っている。

例えば、平成25年度には、当館へ同年に追加寄託された山野村役場文書<sup>35)</sup>に、昭和20年代の県報が約30簿冊残されていたため、このうち当館が複製を所蔵していない昭和26年から28年分の当館所蔵原本の欠号分を探して複写、補完を行った。この山野村役場文書の県報は、当館受入時の埃や汚れ、劣化が激しく、一枚ずつ細心の注意を払いながら複写作業を行った(図6)。この作業では、昭和26年から28年の欠号分を複写すると同時に、こ

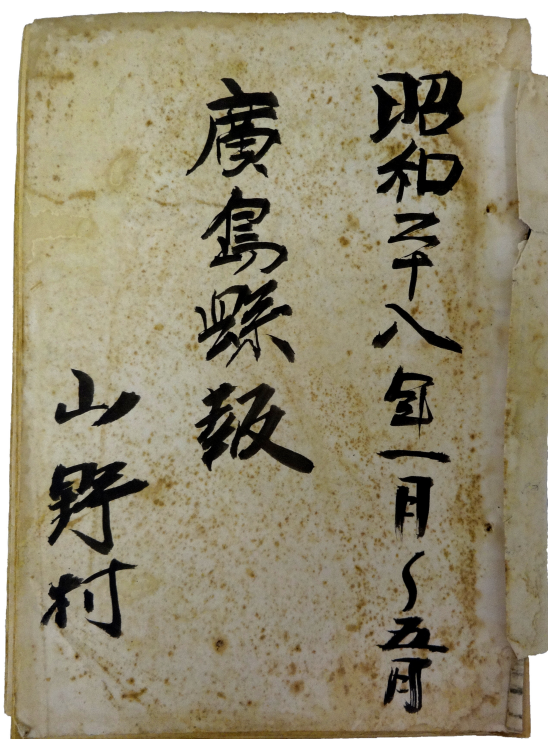


図6 「広島県報」昭和28年1月～5月  
(当館寄託・山野村役場文書, 199607)

34) 紙の表面や冊子の表紙、天・小口部分に、斑点状の茶変色が見られること(下向井祐子「広島県立文書館における文書の保存手当てについて―受入後の整理を中心として―」(『広島県立文書館紀要』第11号, 2011年)91頁)。

35) 当館寄託・山野村役場文書, 199607。広島県深安郡山野村(現福山市)役場に伝来した近世文書、近代・現代の行政文書などの文書。平成8年9月と平成25年に山野郷土資料保存会より当館に寄託された。



の3年分の当館所蔵原本も併せて複写し、号が揃った完全版としての複製本を作製することができた。この作業により、劣化の進んでいた原本の代替化も完了し、利用に供しやすくなった。

また、平成25年から26年度には、広島県立図書館及び広島県庁所蔵の県報から、昭和39年から42年分の欠号分の複写と同時に、同年分の当館所蔵原本の複写も行い、完全版としての複製本を平成26年度中に製本化した。

この作業は現在も継続中であり、欠号分の補完については、可能な限り全てを、原本についても、劣化の激しい昭和40年代までの複製本を作製することを計画している。

県報は、県庁保存文書以外では、役場文書の中に偶然に見つかる場合を除き、全てを収集するというのは困難な作業と言える。しかし、今後も、当館が収蔵している古文書などに含まれている県報のほか、役場文書及び県報を所蔵している県内各施設も利用させていただき、可能な限り網羅的な収集・補完を進めていきたいと思っている。

### 3-3 公開業務

県報の保管及び補完・複製業務の目的として、最も大切なことがその利用・公開である。利用の一助となれるよう、県報の全体像を明らかにすることや保管及び保存について論じてきた。

県報の利用・公開について、閲覧ができる場所をまとめておきたい<sup>36)</sup>。

広島県庁ホームページ	平成18年～現在
広島県庁行政情報コーナー	平成9年～現在
広島県立図書館	明治4年～現在（一部欠号有り）
広島県立文書館	明治4年～現在（一部欠号有り）
広島市立図書館	昭和15年～17年
福山市図書館	昭和24年～平成19年（一部欠号有り）

県報というだけに、当館を始め県の関係機関で主に保存・公開されている。

---

36) 広島県立図書館ホームページ( <http://www.hplibra.pref.hiroshima.jp/index.html> )の県内図書館横断検索結果による主な所蔵施設及び広島県庁ホームページ( <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/6/1176873046034.html> )を参考にした( 参照：2015-1-6 )。所蔵冊数は少ないが他にもいくつかの所蔵施設がある。

県の機関以外でも、図書館を中心に所蔵する施設もあるが、所蔵範囲は限られている。このことから、当館における県報の保存・公開施設としての役割は大きいのではないだろうか。当館に来館すれば、県報が揃っていて、尚且つ閲覧・利用しやすいという信頼感を築いていかなければならない。

そのための取り組みとして、現在、前述した補完業務と件名目録（目次）のデータ化を行っている。欠号分の補完については、1年分が完全に揃ったものから、定期的に製本化し、複製資料として順次閲覧に供している。可能な限り、県報シリーズの完全体として提供ができるように今後も進めていく予定である。

件名目録（目次）のデータ化も平成25年度から徐々に進めているところである。既存の目録帳を基に一件につき令達の種別・番号・年月日・件名などを入力して一つのエクセルデータとして件名目録（目次）を作成し、検索の便宜を図ることが目的である。広島県において、県報の件名目録（目次）を検索する手段は、現在のところ紙媒体のみで、しかも昭和24年までである。第1章で述べた通り、当館でも明治4年7月から昭和24年までの目録帳を閲覧に供しているが、1年間においても膨大な数になる令達類の中から目的の件名を探すには多くの時間を要する。データ化することにより、年代や令達種別などに関わらず、件名検索を始めとする多角的な検索を可能にし、さまざまな目的で広島県の令達・法規を探す利用者にとっての利便性を高める必要がある。

平成27年1月末時点において、明治10年から19年のデータ化（約9,000件分）が終了した。現在に至る令達類の総データ量からするとごくわずかであるが、今後、ある程度データ化が済んだものから、当館での検索やホームページ上での公開などを目指していく。

また、件名目録（目次）データだけではなく、過去の県報の画像についても、インターネット上での公開が理想である。平成18年1月以降の画像は、広島県庁のホームページでPDFデータを公開しているが、それ以前の画像はインターネット上で閲覧することができない。広島県のみならず、過去の県報・公報の画像をインターネット上で閲覧できる都道府県は少ないが、明治の早い時期から公開している茨城県や千葉県、三重県、長崎県などのように、県報画像公開の整備が進んでいるところもある。現在、当館においては、欠号分の補完や原本の複製化を進める中で、同時にそのスキャンデータも合わ

せて作成している。これを活用し、いずれは全ての所蔵県報をインターネット上で公開もしくは何らかの形でデータによる公開を考えていきたい。

公開における当館の課題は、まずは件名目録（目次）のデータ化による検索手段を整備し、利用を促進することである。現在の分かりにくさや検索の不便さという壁を越えて、利用における利便性を高め、活用性の高い資料として県報を提供していきたいと考えている。

## おわりに

明治初期から現在まで約150年間にわたる広島県の令達類及び県報の所蔵状況、変遷、保管・公開などについて触れてきたことは、明治になり手探り状態から始まり、少しずつ時代の流れとともにしっかりとした制度が作り上げられていく様子と現在までのつながりを見ることであると感じている。

広島県における法令などの令達形式とその伝達方法は、時代による国の法令制度の構築とともに、広島県の状況に応じて変遷してきた。広島県成立後から明治19年の公文式制定までは、法令の概念・制度の構築途上であり、広島県における令達制度も流動的であったが、次第にその概念及び制度が確立され、現在にまで続く「広島県報」が明治39年に確立したことは、広島県の行政運営制度全体にとっても大きな意味を持つ。

本稿においては、当館における県報の所蔵と令達制度の内容と変遷を明らかにすることを目的とし、検討が十分できなかったところもあり、また、内容にまで踏み込むことができなかったが、じっくり見ていくと内容としてのおもしろさや価値もある。また、令達類及び県報は広島県の行政の歴史を網羅するものではあるが、事象の結果にすぎず（法令などの結果に辿り着く経緯や理由は分からないことが多い）、そこから該当の資料を探っていくための足掛かりともなるべきものであると考える。

広い視点から県報公開の整備を進めていくために、県報の内容研究や広島県以外の都道府県公報の情報収集・研究、そして県報に限らない幅広い資料研究が必要であり、今後の課題としていきたい。

また、今回初めて広島県の令達類及び県報の所蔵及び形式の変遷についてまとめたことにより、当館内の実務においても、分かりやすい県報目録の作成や整備に努めていきたい。そして、件名目録（目次）のデータ化や補完及

び複製化など，現在進めている作業を，将来の目的を見据えながら一つ一つ，大切に取り組んでいきたいと考えている。

〔付記〕本稿の作成にあたっては，当館総括研究員西村晃氏に執筆の機会と多くの助言をいただいた。心から謝意を表したい。

( ひだか あい 嘱託員 )